

SEAMBA

株式会社 船場（証券コード：6540）

第 65 回

定時株主総会招集ご通知

日時：2026年3月25日（水曜日）

午前10時 / 受付開始：午前9時

場所：東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール

※末尾の「定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

議案：第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

証券コード 6540
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

東京都港区芝浦一丁目2番3号

株式会社 船 場
代表取締役社長 小田切 潤

株 主 各 位

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2026年第65回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.semba1008.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも同じ内容で掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「船場」又は「コード」に「6540」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

●ネットで招集ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/6540/>



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面で議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年3月24日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール
3. 会 議 の 報告事項 1. 第65期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、
目的事項 連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第65期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する
譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ご入場は株主様ご本人のみとさせていただきますが、お身体の不自由な方で介助のためご同行される方は1名に限り、一緒に入場が可能です。同席をご希望の場合は当日受付にお申し出ください。ただし、ご同行される方が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。
- この「招集ご通知」又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトによる旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対し、一律に株主総会参考書類の記載を含む書面をお送りしております。事業報告、連結計算書類及び計算書類につきましては、この「招集ご通知」には記載しておりませんので、前頁に記載の各ウェブサイトをご覧ください。電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしております。なお、会計監査人及び監査等委員会はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の決議事項の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトのIR情報ページ(以下「IR情報ページ」といいます)において掲載させていただきますので、ご覧ください(書面による郵送は行いませんので、ご了承ください)。
- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、IR情報ページにてお知らせいたします。



IR情報ページURL

当社ウェブサイト <https://www.semba1008.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



事前質問 受付のご案内



株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会の質疑応答の時間に
取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、
あらかじめご了承ください。

ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

事前質問受付期限 2026年3月17日(火曜日)午後5時

事前質問受付URL <https://forms.office.com/r/7EQEnjgN7r>



オンデマンド 配信のご案内



株主総会終了後には、IR情報ページにて株主総会の議事進行動画を
オンデマンドで配信いたします。

IR情報ページURL <https://www.semba1008.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>



議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席されない場合

書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2026年3月24日(火曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



QRコードから行使する方法

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の画面の案内に従って、「ログイン用QRコード」を読み取り、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月24日(火曜日)
午後6時受付分まで



ログインID・仮パスワードを入力し行使する方法

<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスの上、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月24日(火曜日)
午後6時受付分まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

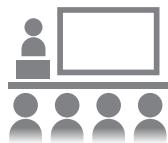
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- * インターネットにより議決権を行使された後、書面に異なる内容の議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権を行使してください。
- * 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際しての費用(インターネット接続料金、電話料金等)は、株主様のご負担となります。
- * 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



*代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時

2026年3月25日(水曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。
以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/6540/>

議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2026年3月24日(火曜日)
午後6時受付分まで



議決権行使書副票のQRコードから 行使する方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書
副票(右側)



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

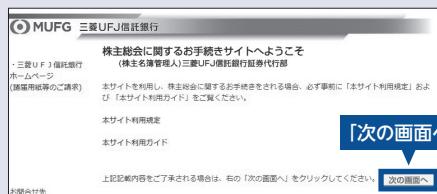
画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



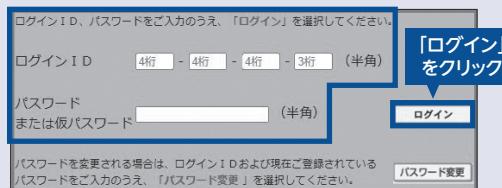
ログインID・仮パスワードを入力し 行使する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手持の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

【システム等に関するお問合せ】

ヘルプデスク(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 再任	小田切潤 (おだぎり じゅん)	代表取締役社長	11回／11回
2 再任	秋山弘明 (あきやま ひろあき)	取締役 常務執行役員	14回／14回

株主総会参考書類

候補者
番号

1

お だ ぎり じゆん
小 田 切 潤

再任

生年月日

1976年1月18日 満50歳

取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

11回/11回

所有する当社の株式数

8,784株

略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 株式会社コスモ・コミュニケーションズ
（現 株式会社博報堂Gravity）
- 2006年4月 丸紅株式会社 ライフスタイル部門
- 2014年4月 丸紅米国株式会社 Investment Management Teamディレクター
- 2019年11月 丸紅株式会社 財務部 投資事業金融室 課長
- 2021年5月 アクセンチュア株式会社 ストラテジーグループ プリンシパル・ディレクター
- 2021年10月 株式会社オンワードホールディングス 執行役員 戦略企画室長
- 2024年11月 当社 副社長執行役員
- 2025年3月 当社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

小田切潤氏は、広告代理店、大手総合商社並びに米系コンサルティングファームにおいて幅広い経験と知識を積み重ね、その後、アパレルブランドのホールディングカンパニーにおいて経営企画部並びに事業執行部門の責任者として活躍し、2024年に入社後、2025年に代表取締役社長に就任して以来、当社及び当社グループを牽引し、経営全般においてその役割・責務を果たしております。引き続き同氏の経験と高い見識を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

あき やま ひろ あき
秋 山 弘 明

再任

生年月日

1967年3月22日 満59歳

取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回/14回

所有する当社の株式数

37,755株

略歴、当社における地位及び担当

- 1989年4月 当社 入社
- 2016年1月 当社 経営企画室 部長
- 2019年10月 当社 執行役員 経営企画部長
- 2020年7月 当社 執行役員 経営企画・財務経理担当
- 2022年1月 当社 執行役員 経営企画・財務経理・PR担当
- 2022年3月 当社 取締役 執行役員 経営企画・財務経理・PR担当
- 2024年1月 当社 取締役 執行役員 コーポレート担当
- 2025年3月 当社 取締役 常務執行役員 コーポレート・海外担当（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

秋山弘明氏は、当社入社以来、コーポレート部門を中心にキャリアを重ね、2009年より本社管理本部にて、財務・会計、経営企画業務に従事し、2016年の東京証券取引所第二部への新規株式公開並びに翌年の第一部への市場変更に関し、経営企画部長として上場業務を中心的に推進してまいりました。また、国内外グループ会社の監査役を歴任するとともに、コーポレート担当執行役員として、当社及び海外を含めた全ての当社グループ会社の経営管理に従事し、2022年に取締役に就任しております。引き続き経営管理における豊富な経験と知見を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田切潤氏は、2025年3月26日開催の第64回定時株主総会において選任されたため、それ以降に開催された取締役会の出席状況のみ対象としております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「[4 会社役員に関する事項](#)」に記載のとおりです。各取締役候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
4. 取締役候補者の専門性（スキル）等は、スキルマトリックスをご参照ください。

株主総会参考書類

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の松尾美香氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

まつ お み か
松 尾 美 香

再任 社外

生年月日

1961年5月29日 満64歳

社外取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

監査等委員会への出席状況

16回／16回

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1987年7月	シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン クオリティディレクター&オーガニゼーションラーニングディレクター
2001年9月	JP モルガン・チュース アジアパシフィック マスターブラックベルト シ ックスシグマ ソリューションズ
2002年8月	株式会社東京スター銀行 人事部長
2008年8月	ムーディーズ・ジャパン株式会社 ヘッドオブアジアパシフィック ヒュー マンリソース 兼 シニア・バイスプレジデント
2010年4月	株式会社東京スター銀行 執行役 チーフオブスタッフ
2011年9月	チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIG ジャ パン・ホールディングス株式会社) 執行役員 兼 チーフ・ヒューマン・ リソース・オフィサー
2018年1月	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ ヒューマンリソース・オフィサー
2020年2月	アサヒグループホールディングス株式会社 顧問(現任)
2021年3月	株式会社CAC Holdings 社外取締役(現任)
2022年3月	当社 社外取締役 監査等委員(現任)
2024年3月	マニユライフ生命保険株式会社 社外取締役(現任)
2025年1月	認定特定非営利活動法人東京いのちの電話 理事 (現任)
2025年6月	株式会社セブン銀行 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社 顧問
株式会社CAC Holdings 社外取締役
マニユライフ生命保険株式会社 社外取締役
認定特定非営利活動法人東京いのちの電話 理事
株式会社セブン銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

松尾美香氏は、グローバルに展開する金融機関等において、企業改革、組織再編の責任者を歴任し、特に人事部門を中心とした豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しており、当社が重要課題として位置づける人財開発をはじめとした人事領域の意思決定に際して、的確な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。経営環境の著しい変化の中で、同氏にはグローバルな視点から当社の企業文化、企業組織の変革に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値を向上させるため、独立した立場から当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。

株主総会参考書類

- (注) 1. 松尾美香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松尾美香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社では、独立社外取締役は会社法上の要件に加え、東京証券取引所に定める独立役員の独立性判断基準を満たす者を候補者として選定することとしています。当社では、松尾美香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と松尾美香氏は、会社法第427条第1項に規定する、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は松尾美香氏と同内容の責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
(責任限定契約の内容の概要)
在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「[4](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。松尾美香氏は、当該契約の被保険者に含まれており、同氏の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
6. 監査等委員である取締役候補者の専門性（スキル）等は、スキルマトリックスをご参照ください。

株主総会参考書類

ご参考

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の選任と指名の方針・手続

取締役候補者の選定に際しては、当社の事業領域に関する豊富な経験や広範かつ専門的な知識を有し、適切かつ迅速な意思決定と職務遂行能力等を勘案して決定する方針であります。

社外取締役候補者の選定に際しては、取締役の職務執行を監査又は監督するための豊富な経験、財務・会計・経営・マーケティングに関する知見等、当社の事業領域に関する知識等を勘案して決定する方針であります。

スキルマトリックス

本総会の第1号議案及び第2号議案が原案どおりに承認可決された場合、現任の取締役を含めた各取締役のスキル等は以下のとおりとなります。

		スキル								指名報酬委員会	
		企業経営／経営戦略	ESG（環境・社会・ガバナンス）	事業／業界経験	国際経験	財務会計	DX・IT	人財開発	リスクマネジメント／法務		マーケティング／PR
取締役 （監査等委員を除く）	小田切 潤 再任	●		●	●	●		●		●	●
	秋山 弘明 再任	●	●	●		●	●	●	●		
監査等委員である取締役	甲斐 太 再任 社外	●			●	●			●		●
	松尾 美香 再任 社外	●	●		●			●			●
	清水 一身 再任 社外	●	●			●	●		●		●

- (注) 1. 上記は、各氏の経験、能力、知見などを踏まえて、当該取締役に特に議論への貢献を期待する領域を示したものであり、各人の所有する全てのスキル経験、能力、その他の知見や業績を表すものではありません。
2. スキルのマッピングは指名報酬委員会での検討及び監査等委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2019年3月4日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、本制度に基づき、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、現在に至っております。本議案は、本制度における譲渡制限期間の改定についてご承認をお願いするものであります。

当社は、対象取締役が取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、本制度における譲渡制限期間を「割当てを受けた日より2年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間」から「割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間」に改定させていただきたいと存じます。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えております。上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して、譲渡制限期間を変更するものではありません。

なお、本議案は、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しているとともに、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており（このため、本議案をご承認いただいた場合も、当該決定方針を変更することは予定しておりません）、相当なものであると判断しております。また、監査等委員会は、中長期的な業績と連動するインセンティブプランとして、本議案の上程は適切であるとの意見を有しています。

現在の監査等委員である取締役である取締役を除く取締役は4名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役を除く取締役は2名となります。

当社の本制度の概要

（下線部は本議案をご承認いただいた場合の改定内容となります。）

1. 譲渡制限付株式の上限数等

当社は対象取締役に対して譲渡制限付株式としての普通株式を割当てるため、その払込のための金銭報酬債権の額を設定するものとし、その総額は、年額99百万円以内とする。当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年124,000株以内とする。ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含

株主総会参考書類

む。)又は株式併合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割割合・併合割合等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

なお、1株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利にならない範囲において、取締役会において決定する。

2. 譲渡制限付株式に関する事項

当社は、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を、当社と対象取締役との間で締結するものとする。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、下記(5)「業績目標の達成による解除条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定めた条件も踏まえて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

株主総会参考書類

(5) 業績目標の達成による解除条件

当社は、必要に応じて、本割当株式の譲渡制限に関する解除条件として、当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績目標を達成することを条件（以下「業績条件」という。）として定め、業績条件を達成した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(補足事項)

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員（エグゼクティブフェローを含み、国内非居住者を除く。）を対象にした本制度についても、同様の変更を反映する予定です。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績と人材不足を背景とした賃上げ、設備投資を中心とした内需の底堅さにより、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、米国における関税政策や日中関係の不安定化など景気下振れリスクには留意が必要であり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、引き続き人材不足に起因する人件費やエネルギー価格・原材料費の高騰などにより採算面での厳しさが増すなど不安定要素も残りますが、企業の好業績やインバウンド需要などにより、商業領域以外にもオフィスやホテル、インフラ施設などあらゆる空間づくりにおける設備投資は好調に推移し、マーケットは活性化してきております。

このような状況の中、当社グループの当年度からスタートしております中期経営計画は、“Create More Fun and More Fans!”をスローガンに「未来を創る人材の育成と獲得」「“Good Ethical Company”のファンベース構築」「サービス領域の拡大と提供価値の向上」「持続的成長を支えるサプライチェーン」「グローバル市場の深耕」の5つを重点テーマとしております。クライアントのみならず、全てのステークホルダーの皆様にご社のビジネスを通じて熱狂的なファンになっていただき、事業拡大につなげるよう取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の営業概況は、国内では大型複合施設や百貨店の改装、戦略的営業活動により受注拡大に取り組むオフィス関連施設、余暇施設及びラグジュアリーな空間の飲食店及び物販店の新装、昨年から継続して推進していたインフラ施設の案件などにより、売上高は28,887百万円（前期比13.7%増）となりました。また海外では、引き続き台湾の長期にわたる大型開発案件の進捗などもあり、売上高は3,944百万円（前期比10.9%増）となりました。グループ全体としましては、売上高は32,831百万円（前期比13.4%増）となりました。

また、利益面におきましては、上記のとおり売上高の増加による利幅の拡大、高付加価値の提供などの結果、営業利益は2,305百万円（前期比20.2%増）、経常利益は2,349百万円（前期比17.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,515百万円（前期比1.1%増）となりました。

なお、当社グループは商環境創造事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

② 設備の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は50,992千円であります。

主なものは、当社における成長に向けての事務所環境整備・業務効率化のためのIT投資42,492千円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特筆すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第62期	第63期	第64期	第65期
		(2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	(2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売上高	(千円)	22,810,459	24,886,632	28,956,961	32,831,820
経常利益	(千円)	736,915	1,363,417	2,006,315	2,349,686
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	451,536	1,033,932	1,499,219	1,515,125
1株当たり当期純利益	(円)	44.00	99.97	142.10	142.15
総資産	(千円)	17,348,934	19,574,887	23,320,200	22,138,433
純資産	(千円)	11,225,688	12,246,537	13,624,068	14,589,615

3. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の強力な経済成長戦略の推進を背景に賃金上昇が実質所得に波及し、内需を中心に日本経済は緩やかな持ち直しが期待されます。一方、米国の通商政策を巡る不確実性や中国経済の見通し、国際金融市場の動向が、為替・物価・金利の変動を通じて企業収益や個人消費に影響を及ぼす可能性があり、先行き不透明な状況が続くことも想定されます。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、本格的なインフレ時代の到来を見越した投資の前倒しを背景に、引き続き商業領域だけでなくオフィスや余暇施設などの幅広い空間における投資の堅調推移が見込まれます。特に、人手不足に伴う積極採用や優秀な従業員のリテンションに起因する企業ブランディングの観点から、オフィスの移転や職場環境改善への積極的な投資が期待されます。また、サステナビリティやSDGsを意識し、次の世代に向けた持続可能な社会づくりへの関心を持つ顧客も増えてきており、投資計画においても影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況のもと、当社グループでは、2025年12月期から3か年の中期経営計画を、“Create More Fun and More Fans!”をスローガンに「未来を創る人材の育成と獲得」「“Good Ethical Company”のファンベース構築」「サービス領域の拡大と提供価値の向上」「持続的成長を支えるサプライチェーン」「グローバル市場の深耕」の5つを重点テーマとしてスタートしております。クライアントのみならず、全てのステークホルダーの皆様に当社のビジネスを通じて熱狂的なファンになっていただき、事業拡大につなげるよう取り組んでまいります。

次期の業績としましては、売上高は37,000百万円（前期比112.7%）、営業利益は2,350百万円（前期比101.9%）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

4. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

- (注) 1. 株式会社リヤ興産は当社の議決権の41.13%を有していますが、2025年12月31日時点において、当社代表取締役社長であった栗山浩一氏（2019年1月1日付けで代表権を有しない取締役会長に就任）の資産管理を目的とする会社であることから、当社の親会社には該当いたしません。
2. 栗山浩一氏は、当社の親会社等であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社装備	96,000千円	100.00%	店舗什器の製作販売及び内装施工・監理
台湾船場室内装修股份有限公司	20,000,000NT\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	15,340,500,000VND	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
上海船場建築裝飾有限公司	12,785,347.65元	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	700,000\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工

5. 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

- ① 商業施設、オフィス・事業用施設、教育・文化施設、医療・福祉関連施設等の企画、設計、監理及び施工
- ② 都市開発・地域開発に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
- ③ 内装材の企画、開発、仕入及び販売
- ④ 内装に関する設備・製品・部品の企画、開発、仕入及び販売
- ⑤ 建築一式工事、内装仕上工事及びその他施設に係る工事の請負、設計、監理及び施工
- ⑥ 産業財産権の取得、売買、賃貸借及び管理運営
- ⑦ デジタルコンテンツの企画、開発、制作及び配信並びに関連ソフトウェアの製造、販売、リース及び運営

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

6. 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区芝浦一丁目2番3号
中部支店	愛知県名古屋市
関西支店	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市
株式会社装備	東京都港区
台湾船場室内裝修股份有限公司	台湾 台北市
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン市
上海船場建築裝飾有限公司	中国 上海市
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール

7. 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
554 名	34 名(増)

- (注) 1. 当社グループから当社グループ外への出向者はなく、また、当社グループ外から当社グループへの出向者の受け入れもありません。
2. 従業員数には契約社員30名を含みます。
3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
420 名	43 名(増)	40.7 才	14.4 年

- (注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者16名を含まず、社外から当社への出向者3名を含みます。
2. 従業員数には契約社員25名を含みます。
3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

2 株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数・発行済株式総数及び株主数

① 発行可能株式総数	38,400,000株
② 発行済株式総数	10,747,058株
③ 株主数	3,890名

2. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社リヤ興産	4,385,000株	41.09%
栗山浩一	844,963	7.91
船場従業員持株会	492,823	4.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	358,000	3.35
栗山茂	319,963	2.99
栗山嘉子	290,000	2.71
永井詳二	222,200	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	185,000	1.73
廣澤敦子	180,000	1.68
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIE NT MONEY AND ASSETS AC	155,200	1.45

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (76,843株) を控除して算出しております。

3. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	22,680株	4名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小田切潤	
取締役会長	栗山浩一	
取締役	栗山茂	デザイン担当 兼 ノンスケール(株) 取締役会長 東京造形大学 特任教授
取締役	秋山弘明	常務執行役員 コーポレート・海外担当
取締役 (常勤監査等委員)	甲斐太	
取締役 (監査等委員)	松尾美香	アサヒグループホールディングス(株) 顧問 (株)CAC Holdings 社外取締役 マニユライフ生命保険(株) 社外取締役 認定特定非営利活動法人東京いのちの電話 理事 (株)セブン銀行 社外取締役
取締役 (監査等委員)	清水一身	Ci FLAVORS(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役甲斐太、松尾美香及び清水一身の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)甲斐太氏は、長年にわたる財務経理・監査業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)松尾美香氏は、2025年1月21日開催の認定特定非営利活動法人東京いのちの電話の理事会において、同法人の理事に選任され、2025年6月23日開催の(株)セブン銀行の株主総会において、同社の社外取締役に選任されました。
4. 当社は、甲斐太氏、松尾美香氏及び清水一身氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 甲斐太、委員 松尾美香、委員 清水一身
監査等委員会は、社内からの円滑な情報収集のため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 八嶋大輔氏は、2025年3月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により代表取締役社長を退任いたしました。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

6. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年1月1日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	神戸 暁	事業推進（国内・海外）・ エンカル・BIM担当兼 BIM CONNECT本部長	執行役員	横山大輔	WEST事業本部長
執行役員	小野田豊明	EAST事業本部長	執行役員	宗本陽子	WEST事業本部副本部長
執行役員	安倍義文	EAST事業本部副本部長	執行役員	高木典弘	WEST事業本部副本部長 兼九州支店長
執行役員	多喜井豊	EAST事業本部北海道支店長	執行役員	渡邊甲子郎	SC・商業施設担当
執行役員	堀田卓則	EAST事業本部東北支店長			

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約に関する規定を定款に設けており、本規定に基づき、社外取締役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって役員が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。このほか、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員のほか、当社子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料は特約部分を含め全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、取締役会の任意の諮問機関として設置した指名報酬委員会の審議を経て、2021年2月12日開催の取締役会にて決議し、2022年2月14日開催の取締役会決議により一部改定をしております。

イ. 決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主との価値共有を促進するという観点から株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、経営環境や従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役（以下単に「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬である固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等又は非金銭報酬である変動報酬及び株式報酬により構成します。ただし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭報酬である月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、役位に応じて決定します。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

金銭報酬である業績連動報酬等として変動報酬を支給します。変動報酬は、事業年度毎の業績指標（KPI）の目標値（事業年度の途中で修正があった場合には、当該事業年度初期設定の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額とし、当該事業年度の次年度において、12分割して毎月支給します。また、取締役就任の初年度においては、役位別に定められた基準額を、同様に12分割して毎月支給します。目標となる業績指標は以下のとおりですが、当該業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会及び監査等委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。

業績指標（KPI）： 連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の対目標達成度と対前年比

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、譲渡制限の解除のための業績条件を付さない勤務継続型譲渡制限株式と、連結営業利益と連動した業績条件を付した業績連動報酬等である業績条件型譲渡制限株式により

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

構成されます。いずれの譲渡制限株式も、役位に応じて一律に算出される株式数を交付します。株式の交付時期については、いずれの譲渡制限株式についても事業年度毎とし、当該交付時期における株主総会決議に基づく取締役就任後、遅滞なく交付します。

4) 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等（変動報酬・業績条件型譲渡制限株式）の額又は非金銭報酬等（株式報酬）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、まず指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名報酬委員会の検討内容及び監査等委員会の審議内容を尊重し、当該検討及び審議で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、役員報酬規程等の基準に従い、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定します。また、株式報酬についても株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により取締役の個人別の割当株式数を決議します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定時点における決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）譲渡制限付株式報酬として、年額99百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	140,762	53,844	49,872	37,046	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29,850 (29,850)	29,850 (29,850)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等の内容やその算定方法については、事業報告の「**4**会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当該箇所に記載されている業績目標を選定した理由は、当社グループ全体の主要な経営数値に加え、単年度の業績にとどまらない中期経営計画の着実な進捗を総合的に評価し、中長期的に企業価値を向上させるためであります。業績連動報酬等に係る当該業績指標の実績は、前々連結会計年度の連結売上高24,886百万円、連結営業利益1,287百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益1,033百万円並びに前連結会計年度の連結売上高28,956百万円、連結営業利益1,918百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益1,499百万円であります。
2. 非金銭報酬等として取締役に對して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は事業報告の「**4**会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は事業報告の「**2**株式に関する事項」に記載のとおりです。
3. 2007年5月の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2026年3月25日開催予定の第65回定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役2名に対して、退職慰労金142百万円を支払う予定です。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況

当社の社外取締役である松尾美香氏は、アサヒグループホールディングス株式会社の顧問、株式会社CAC Holdingsの社外取締役、マニユライフ生命保険株式会社の社外取締役、認定特定非営利活動法人東京いのちの電話の理事及び株式会社セブン銀行の社外取締役を兼任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありません。

当社の社外取締役である清水一身氏は、Ci FLAVORS株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	甲斐 太	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会7回の全てに出席し、グローバルビジネス、財務経理及び内部統制に関する幅広い経験の見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
	松尾美香	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会7回の全てに出席し、グローバルな視点から人財開発をはじめとした人事領域に関する専門の見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
	清水一身	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会7回の全てに出席し、コーポレートガバナンスの充実・強化や財務会計分野に関する専門の見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

仰星監査法人

② 報酬等の総額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性を確認した上で、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月1日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしました。なお、組織変更等を踏まえ、適宜改定を行っております。

① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」という。）に共通の企業理念、行動指針及び船場グループ行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- 当社グループの取締役等が法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- 倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社グループの使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備し、法令及び定款に違反する行為がある場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- 業務執行部門から独立した当社の内部監査室が、当社グループに対して定期的に監査を行い、当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会にその結果を報告しております。
- 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

② 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社グループ会社に適用する「グループ会社管理規程」を定め、当社の経営企画本部をガバナンス責任者として、当社グループ会社の業務及び経営に関する指導・管理・支援を行っております。
- 当社の内部監査室は、業務の適正を確保するために、当社グループの内部統制の有効性及び効率性を調査し、その結果を当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会に報告しております。
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、当社の代表取締役を責任者として、全社的な統制及び各業務プロセスの統制を整備し、その運用を行っております。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき「保管文書取扱規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループに適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。
- 地震等の自然災害や重篤な疫病・感染症等の蔓延など、外的要因に起因する災害の発生時に備えて「災害対策マニュアル」を設け、具体的な対応を定めております。

⑤ 当社グループの取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- 当社では、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を行うために執行役員制度を導入し、取締役会が決定した方針と「権限規程」に基づいて、各執行役員が業務執行を行っております。また、その業務執行の適切性を確保するために、原則月1回、執行役員会を開催して進捗管理を行うとともに、重要事項については定期的に取締役会に報告しております。
- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

⑥ 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要事項について、当社取締役会へ定期的に報告を行っております。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- 監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。

⑧ 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- 前号の事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

⑨ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

⑩ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人（以下「監査等委員以外の者」という。）が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

⑪ 当社グループ会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社グループ会社についても前号と同様に、取締役、監査役等及び使用人（以下「取締役等」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が、法令等の違反行為等、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社グループ会社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

⑫ 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等に周知しております。

⑬ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

■ 監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると認められた場合を除き、速やかに処理しております。

⑭ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 当社の監査等委員会に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規則」に定め、周知しております。

■ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- 取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び船場グループ行動規範に従って、コンプライアンスやリスク管理に対応し、自ら率先して行動しております。
- 監査等委員は、取締役会や執行役員会などの重要な会議への出席を通じて、また、会計監査人や内部監査室との積極的な情報交換会を通じて、積極的に発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。
- 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。
- 子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営目標の一つとして位置づけており、財務体質や将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度は、上記の基本方針を踏まえて、今後の経営環境や財務の健全性の維持及び企業価値の持続的な向上などを総合的に勘案した結果、第65期事業年度の剰余金の配当については、2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり年間配当金76円といたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,840,189	流動負債	7,110,202
現金及び預金	9,740,011	支払手形及び買掛金	3,250,936
受取手形、売掛金及び 契約資産	7,279,877	電子記録債務	1,899,770
電子記録債権	1,480,475	未払金及び未払費用	374,102
棚卸資産	848,085	未払法人税等	188,386
その他	503,778	未払消費税等	83,927
貸倒引当金	△12,039	契約負債	588,313
		賞与引当金	535,359
固定資産	2,298,244	完成工事補償引当金	28,098
有形固定資産	590,685	事業構造改善引当金	92,054
建物及び構築物	211,088	その他	69,252
機械装置及び運搬具	30,342	固定負債	438,614
工具、器具及び備品	111,448	長期未払金	142,247
土地	237,806	繰延税金負債	204,552
無形固定資産	90,470	その他	91,815
ソフトウェア	88,105	負債合計	7,548,817
その他	2,365	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,617,087	株主資本	13,579,322
投資有価証券	197,148	資本金	448,244
差入保証金	321,881	資本剰余金	1,414,228
退職給付に係る資産	1,041,566	利益剰余金	11,717,100
その他	80,560	自己株式	△249
貸倒引当金	△24,068	その他の包括利益累計額	1,010,292
資産合計	22,138,433	その他有価証券評価差額金	27,958
		為替換算調整勘定	411,582
		退職給付に係る調整累計額	570,751
		純資産合計	14,589,615
		負債・純資産合計	22,138,433

連結計算書類

連結損益計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		32,831,820
売上原価		26,742,949
売上総利益		6,088,871
販売費及び一般管理費		3,783,501
営業利益		2,305,369
営業外収益		
受取利息	25,937	
受取配当金	2,937	
為替差益	9,141	
受取手数料	2,928	
受取地代家賃	5,836	
業務受託料	2,400	
その他	10,397	59,577
営業外費用		
支払手数料	1,767	
地代家賃	7,069	
株式報酬費用消滅損	3,059	
障害者雇用納付金	1,200	
その他	2,164	15,260
経常利益		2,349,686
特別利益		
投資有価証券売却益	129,633	
関係会社貸倒引当金戻入額	21,037	150,670
特別損失		
固定資産除却損	2,309	
事業構造改善引当金繰入額	92,054	94,364
税金等調整前当期純利益		2,405,992
法人税、住民税及び事業税	554,790	
法人税等調整額	336,075	890,866
当期純利益		1,515,125
親会社株主に帰属する当期純利益		1,515,125

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	419,939	1,385,923	10,946,265	△211	12,751,916
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	28,304	28,304			56,609
剰余金の配当			△744,291		△744,291
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,515,125		1,515,125
自己株式の取得				△38	△38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	28,304	28,304	770,834	△38	827,406
2025年12月31日残高	448,244	1,414,228	11,717,100	△249	13,579,322

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2025年1月1日残高	52,062	359,620	460,470	872,152	13,624,068
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					56,609
剰余金の配当					△744,291
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,515,125
自己株式の取得					△38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△24,103	51,962	110,281	138,140	138,140
連結会計年度中の変動額合計	△24,103	51,962	110,281	138,140	965,546
2025年12月31日残高	27,958	411,582	570,751	1,010,292	14,589,615

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,596,065	流動負債	6,208,051
現金及び預金	6,075,816	支払手形	161,670
受取手形	600,227	電子記録債務	1,899,770
電子記録債権	1,480,475	買掛金	2,725,465
売掛金及び契約資産	6,077,777	未払金	236,116
仕掛品	669,566	未払法人税等	115,681
関係会社短期貸付金	782,700	未払消費税等	50,455
前払費用	131,036	未払費用	50,791
その他	208,156	契約負債	455,097
貸倒引当金	△429,690	賞与引当金	471,429
		完成工事補償引当金	23,777
		その他	17,796
固定資産	1,849,770	固定負債	142,247
有形固定資産	222,271	長期未払金	142,247
建物	88,863		
構築物	13		
工具、器具及び備品	70,979		
土地	62,415		
無形固定資産	89,945	負債合計	6,350,298
ソフトウェア	87,656	(純資産の部)	
その他	2,288	株主資本	11,067,579
投資その他の資産	1,537,553	資本金	448,244
投資有価証券	132,047	資本剰余金	1,414,228
関係会社株式	804,213	資本準備金	352,244
差入保証金	194,209	その他資本剰余金	1,061,984
繰延税金資産	199,658	利益剰余金	9,205,356
前払年金費用	186,811	利益準備金	24,000
貸倒引当金	△139,040	その他利益剰余金	9,181,356
破産更生債権等	18,402	別途積立金	2,000,000
その他	141,250	繰越利益剰余金	7,181,356
		自己株式	△249
資産合計	17,445,836	評価・換算差額等	27,958
		その他有価証券評価差額金	27,958
		純資産合計	11,095,537
		負債・純資産合計	17,445,836

計算書類

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		27,853,343
売上原価		22,633,502
売上総利益		5,219,841
販売費及び一般管理費		3,361,274
営業利益		1,858,567
営業外収益		
受取利息	28,761	
受取配当金	2,937	
受取手数料	16,692	
受取地代家賃	14,727	
その他	52,457	115,574
営業外費用		
支払手数料	1,767	
地代家賃	5,749	
為替差損	10,448	
株式報酬費用消滅損	3,059	
障害者雇用納付金	1,200	
その他	416	22,640
経常利益		1,951,501
特別利益		
投資有価証券売却益	129,633	
関係会社貸倒引当金戻入額	21,037	150,670
特別損失		
固定資産除却損	2,309	
関係会社出資金評価損	33,129	
関係会社貸倒引当金繰入額	193,317	228,756
税引前当期純利益		1,873,415
法人税、住民税及び事業税	419,418	
法人税等調整額	151,499	570,917
当期純利益		1,302,497

計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2025年1月1日残高	419,939	323,939	1,061,984	1,385,923	24,000	2,000,000	6,623,149	8,647,149	△211	10,452,800
事業年度中の変動額										
新株の発行	28,304	28,304		28,304						56,609
剰余金の配当							△744,291	△744,291		△744,291
当期純利益							1,302,497	1,302,497		1,302,497
自己株式の取得									△38	△38
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										-
事業年度中の変動額合計	28,304	28,304	-	28,304	-	-	558,206	558,206	△38	614,778
2025年12月31日残高	448,244	352,244	1,061,984	1,414,228	24,000	2,000,000	7,181,356	9,205,356	△249	11,067,579

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2025年1月1日残高	52,062	52,062	10,504,863
事業年度中の変動額			
新株の発行			56,609
剰余金の配当			△744,291
当期純利益			1,302,497
自己株式の取得			△38
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△24,103	△24,103	△24,103
事業年度中の変動額合計	△24,103	△24,103	590,674
2025年12月31日残高	27,958	27,958	11,095,537

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社 船場
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船場の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船場及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社 船場
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船場の2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制の体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則に準拠するとともに、当期の基本方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じ、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社 船場 監査等委員会

常勤監査等委員 甲斐 太 ㊟

監査等委員 松尾 美香 ㊟

監査等委員 清水 一身 ㊟

(注) 常勤監査等委員 甲斐 太 並びに 監査等委員 松尾美香 及び 清水一身は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内図

東京都港区芝浦一丁目2番3号

シーバンスS館1階 大ホール TEL:03-6865-1008 (代)

駐車場のご用意はしておりません。電車等の公共交通機関をご利用ください。



交通のご案内

- JR山手線 ● JR京浜東北線 ● 東京モノレール ● 都営大江戸線 ● 都営浅草線 ● 新交通ゆりかもめ
- 浜松町駅 南口 徒歩約 8 分
- 大門駅 B4出口 徒歩約 15 分
- 日の出駅 2A出口 徒歩約 5 分

※浜松町駅及び大門駅の上記ルートは、全てエレベーター又はエスカレーターがございます。

株式会社 船場

<https://www.sembla008.co.jp>



電子提供措置の開始日 2026年3月2日

第65回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社船場

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

(株)装備

台湾船場室内裝修股份有限公司

SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.

上海船場建築裝飾有限公司

SEMBA VIETNAM CO., LTD.

(2) 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

ノンスケール(株)

SEMBA MALAYSIA DESIGN & CONSTRUCTION SDN. BHD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

ノンスケール(株)

SEMBA MALAYSIA DESIGN & CONSTRUCTION SDN. BHD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SEMBA VIETNAM CO., LTD.の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主に個別原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

機械装置及び運搬具 2～11年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 完成工事に係る契約不適合責任の費用に備えるため、補償費の支出見込額を実績割合により計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する棚卸資産を相殺表示しております。
- ⑤ 事業構造改善引当金 事業構造改善に伴い今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。

ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

一定期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,699,331千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり充足される履行義務の収益認識にあたり、既に発生した原価の見積工事原価総額に占める割合により算定された進捗率に基づき完成工事高の計上を行っております。なお、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事の進捗度について、個別の工事契約ごとに、決算日において入手可能な全ての情報に基づき最善の見積りを行っております。

工事収益総額は顧客との契約により合意した金額に基づいておりますが、一部の値増金については、決算時点で未契約となることがあります。工事原価総額は、工事の作業内容の詳細に基づいて、契約時の外注費、材料費及び人件費見積り等を基礎とし、工事の過程において生じた変動を反映しております。そのため、見積りの前提条件に変更があった場合に、翌連結会計年度の進捗率の計算と完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,294,625千円
2. 顧客との契約から生じた受取手形、売掛金及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。	
受取手形	604,126千円
売掛金	4,769,727千円
契約資産	1,906,023千円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高については顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。なお、顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「収益認識に関する注記 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,747,058株

2. 当連結会計年度末の自己株式の数
76,843株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	744,291	70	2024年 12月31日	2025年 3月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2026年2月13日開催の取締役会の議案として決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	810,936千円
1株当たり配当額	76円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年3月10日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は安全性が高い金融資産に限定して行い、資金調達は銀行からの借入によっております。また、デリバティブ取引は、外貨建取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、主管事業本部が、取引先信用状態及び与信限度の運用状況を把握するとともに、信用状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業)財務状況を把握し、市況や取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	94,047	94,047	—

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	103,100

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	94,047	—	—	94,047

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
専門店	10,471,792
大型店・複合商業施設	12,048,501
オフィス・余暇施設等	10,311,526
顧客との契約から生じる収益	32,831,820
その他の収益	—
外部顧客への売上高	32,831,820

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	6,664,835
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	6,854,329
契約資産 (期首残高)	564,371
契約資産 (期末残高)	1,906,023
契約負債 (期首残高)	478,925
契約負債 (期末残高)	588,313

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。

契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、476,131千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,367円32銭
1 株当たり当期純利益	142円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び

移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～40年

構築物 10～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 |
| (3) 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る契約不適合責任の費用に備えるため、補償費の支出見込額を実績割合により計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| (5) 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する棚卸資産を相殺表示しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。

ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

一定期間にわたり充足される履行義務について認識した収益の見積り

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,279,310千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	356,041千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	286,837千円
短期金銭債務	316,546千円
長期金銭債権	111,850千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額 (区分表示したものを除く)

売上高	133,400千円
売上原価	2,905,642千円
その他の営業取引高	1,654千円
営業取引以外の取引高	88,308千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	76,843株
--------------------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	144,351千円
貸倒引当金	175,673 //
長期未払金	44,836 //
減損損失	5,534 //
関係会社出資金評価損	82,715 //
譲渡制限付株式報酬	24,568 //
その他	64,899 //
繰延税金資産小計	542,580千円
評価性引当額	△271,471 //
繰延税金資産合計	271,109千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,567千円
前払年金費用	58,882 //
繰延税金負債合計	71,450 //
繰延税金資産純額	199,658千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)装備	100%	設計・施工等の委託/ 役員の兼任	内装・什器 工事等	2,896,679千円	買掛金	310,673千円
子会社	SEMBA VIETNAM CO., LTD.	100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	626,160千円	関係会社 短期貸付金	626,160千円
				資金の回収	632,680千円		
				受取利息	10,483千円	流動資産の 「その他」	8,010千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して、交渉の上、決定しております。
2. SEMBA VIETNAM CO., LTD.への貸付金に対し、422,270千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において72,679千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,039円86銭
1株当たり当期純利益	122円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。